女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基づく

女性の活躍に関する情報公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律基づき、
社会福祉法人幸清会では以下の項目について情報公表を行います。

1.対象期間:令和4年事業年度　令和4年4月1日～令和5年3月31日

2.情報公表項目

◇労働者に占める女性労働者の割合　63．35％

◇男女の賃金差異について

区　　分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	86．1%
正職員	87．1%
嘱託・有期雇用職員等	92．8%

※小数点第２位を四捨五入し小数点第１位まで表示

付記事項
・正職員：正職員
（育児短時間労働者等を含む）
・嘱託・有期雇用職員：
嘱託職員、短時間勤務、有期雇用職員、アルバイトが該当
・賃金：総支給額を基準とし、月途中の入・退職等を除く
・短時間労働者については、正職員の所定労働時間（１日８時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している

◇育児休業取得率　　男　性　　０％
　　女　性　１００％